

KP Times

当社は、ダンボールケースの製造販売業として「信用と品質を大切に」を商売の基本とし、「良品は良好な環境から」をモットーとして行動してきました。これからは物流の一翼を担う企業として「地球環境保全」の為の活動を積極的に且つ継続的に推進していきます。

株式会社 ケイジパック

びわ湖環境ビジネスメッセ2015に行ってきました。



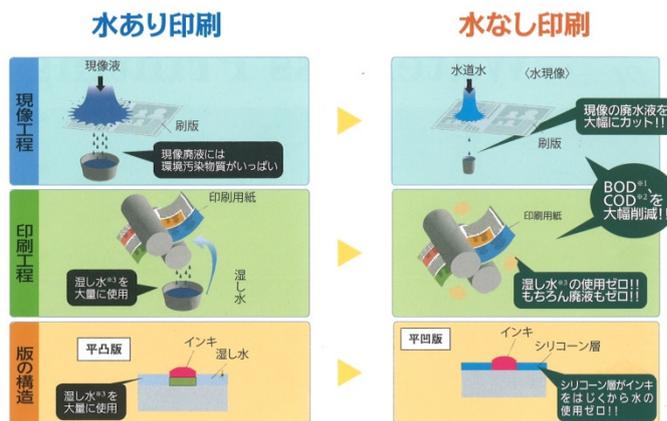
昨年初版発行もこの題材を取り上げました。18回目となるびわ湖環境ビジネスメッセですが本年度は、最終日の10/23(金)に、京都から約2時間かけ目的地：長浜ドームへ。当日は、天気も良くさながらメッセ日和(?)となりました。今年の来場者数は33,080人と去年(35,940人)に比べ多少物足りない来場者数(主催者談?)でしたが、例年通りの賑わいを見せておりました。



去年は太陽電池(ソーラー)を利用した関係のブースをたくさん見かけましたが、今年は、水をテーマにしたブースをよく見かけました。水素をはじめとするエネルギーをテーマにした主催者企画コーナーとして燃料電池自動車MIRAIが展示されていました。MIRAIのエネルギーは水素で、水を電気分解し取り出して保存し、酸素と結合することで発熱しエネルギーにします。排出されるのは水だけです。水素は他のエネルギーを組み合わせるとコンビネーション抜群のエネルギーになります。水素社会が広がることはよりサステナブル(持続可能)な仕組みが広がることになります。MIRAIは、一般販売されています。ただし、まだまだ一般には手が出ない価格(700万くらい)でしたが...

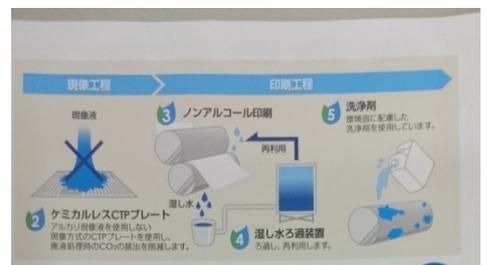
印刷における「湿し水(しめしみず)」の削減
弊社でも関係してくる印刷に関して、インクジェット印刷では、水は使いませんが、通常の印刷では「湿し水」が必要です。そこで、その「湿し水」を削減するために、1社はその水を全然使わない技術、もう1社は「湿し水」をろ過で循環して使用する技術といった、同じ目的で各社技術革新の為に、試行錯誤しているのだなと感じました。しまったことに、環境面での話は聞きました。コスト面での話を聞くことができませんでした。

湿し水...枚葉オフセット印刷において、非画像部への印刷インキの付着を防ぐために版面を湿らせる水溶液。



ダンボールを利用した災害時用の緊急トイレキット

災害時用の緊急トイレが展示されていました。組み立て式で段ボールで中にトイレトーパー・ポリ袋・凝固剤が入ったセット物の展示があり、弊社も段ボールを扱う会社としては気になる一品でした。



京都市 2015/10/1 より「しまつのこころ条例」により事業所から出るごみの分別ルールが変わりました！！

「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」の愛称

京都市では、2R（リデュース・リユース）と分別・リサイクルの促進を柱とした、ごみ半減をめざす「京都市しまつのこころ条例」を本年10月1日から施行します。本条例は、京都市内にお住まいの方や、市内に本社または工場等の拠点を置く事業者の方だけでなく、観光等で滞在される方についてもごみの分別・減量への協力等が求められます。

ごみ量の現状

京都市のごみ量は、市民・事業者のご理解とご協力、ご努力により、ピーク時（平成12年度）の年間82万トンから4割以上減の46万トンにまで削減できました（平成26年度）。環境負荷の低減と年間106億円もの大幅なコスト削減を実現できました。

また、市民1人1日当たりの家庭からのごみ量は、他の政令市の平均の4分の3の441グラム（平成25年度）と、大都市の中で最もごみの少ないまちを実現しました。

しかし、ごみの処理には、いまだに年間261億円もの巨額のコストがかかっています。

ごみ減量の課題

クリーンセンター（清掃工場）を出来るだけ長く使っていくためには、定期的なメンテナンスと、約20年間使用した後は、約2年間にわたる大規模な改修が必要です。その際には、市全体のごみを2工場で処理しなければならず、その処理量は、年間39万トンとピーク時からの「ごみ半減」39万トンは、必ず成し遂げなければなりません。そのため、より一層、ごみ減量を加速させるための取組を推進する必要があります。

条例改正へ

そこで、2R（「リデュース（発生抑制）」、「リユース（再使用）」）と、分別・リサイクルの促進の2つを柱として、「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」を改正し、より一層のごみ減量を推進することとしました。

条例改正のポイント

廃棄物の減量等について、2R（「リデュース（発生抑制）」、「リユース（再使用）」）と分別・リサイクルの促進を柱として、次のとおり定めています。

2Rの促進

- 重点化すべき6つの分野（①ものづくり、②食、③販売と購入、④催事（イベント等）、⑤観光等、⑥大学・共同住宅等）に関し、市民、事業者が実施しなければならないこと又は実施に努めなければならないことについて定めています。【条例第10条から第16条】
- 事業者による取組の実施状況等に関する報告書及び計画書の提出について定めています。【条例第17条】
- 市民・事業者等による取組の実施状況を把握するための市民センター制度について定めます。【条例第19条】

分別・リサイクルの促進

- 市民、事業者等による分別について、「協力」を「義務」に引き上げます。【条例第38条・39条】
- 分別義務の違反者に対する指導を徹底するため、違反者の特定に必要な調査、違反者に対する改善勧告、命令及び公表の手続きについても定めています。【条例第40条】

次号もお楽しみに！！

最後までご覧いただきありがとうございました。 ケイジパック 業務部